

舞鶴市に企業立地される方へ

# 工場立地法の緑地率等を緩和しました！

舞鶴市では、工場立地法の改正に伴い市独自の基準を適用することが可能となったことに伴い、平成 25 年 4 月から国の基準を緩和する条例の制定を行いました。

これにより、新規企業の立地や既存企業の設備投資を促進し、市内産業の活性化を図ってまいります。

地域区分	国基準		舞鶴市が定めた地域準則	
	緑地面積率	環境施設面積率	緑地面積率	環境施設面積率
準工業地域	敷地面積の 20% 以上	敷地面積の 25% 以上	10%以上 <b>10%の緩和!!</b>	20%以上 <b>5%の緩和!!</b>
工業地域 ・ 工業専用地域			5%以上 <b>15%の緩和!!</b>	10%以上 <b>15%の緩和!!</b>

## 【対象となる工場】

敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上、又は建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の次の業種の工場等  
(対象業種) 製造業、電気・ガス・熱供給業者 (水力・地熱発電所は除く)

お問い合わせ・手続き等、詳しくは下記までご相談ください。

舞鶴市 産業振興部 産業創造室 産業創造・雇用促進課

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸 1044

TEL 0773-66-1021

FAX 0773-62-9891